AGC株式会社の皆様へ



大切なお知らせですので”必ず”パンフレットをご確認ください。





AGC長期生活サポートプラン

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

必ず内容をご確認いただき、希望者は期日までに申し込み手続きをお願いいたします。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

■申込期日：2026年11月9日（月）

■保険期間開始日：2027年1月1日

■保険料支払い方法：毎月の給与から引き去り（2027年3月給与より開始）

■申込方法（新規ご加入の方、変更を希望される方）

WEB手続き

次のURLにアクセス、または右のQRコードからアクセスし、手続きしてください。

http://ezoo.jp/ds4/A0104952701

※同封の【WEB手続き案内文】をご参照ください。

WEB手続きは
こちらから

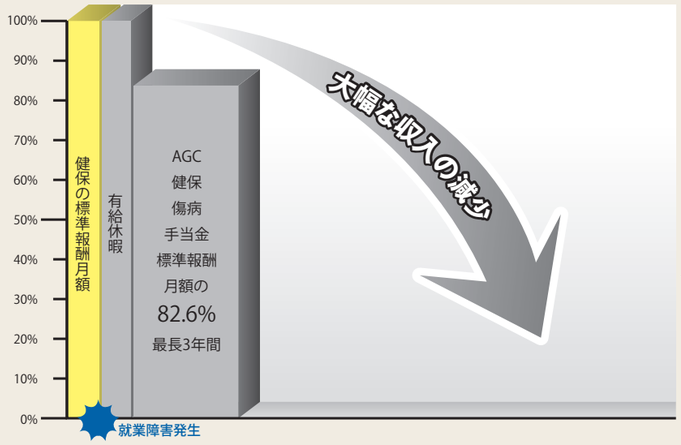
●前年同等プランで更新される方

※今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き（WEB手続き等）は不要です。（自動更新になります。）現在ご加入の方につきましては、申込期日までにご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

皆さまが安心していきいきと活躍できるように、“AGC長期生活サポートプラン”を導入しています。

今までの制度

3年以上の長期にわたり病気やケガで働けなくなってしまい、退職後に収入が途絶えると、生活を維持するのが難しくなってしまいます。



それに加えて・・・

●月々の支出例

生活費	月々平均額	食　費 約80,502円 / 光熱・水道費 約24,421円
住宅ローン・家賃など	約75,905円	
お子さまの教育費	約47,863円	

月々にかかる平均支出額 約23万円

＋

医療費　入院費・治療費

<出展>「令和4年家計調査結果(家計収支編)」(総務省統計局)
「令和4年住宅市場動向調査(国土交通省)
全国賃貸管理ビジネス協会『全国家賃動向』2023年3月版

収入がなくなっても支出はとまりません!

AGC長期生活サポートプランは病気やケガで働けなくなった時の生活を守る制度です。

任意加入（本人拠出）

個人のライフプランに合わせて補償を設計できます。

全員加入に上乗せする形で、3つのプランから必要な補償を選んでいただけます。団体割引などもあり割安な保険料で加入する事ができます。
＊保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なりますので、加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店にお問い合わせください。

全員加入Ⅱ（組合拠出）

労働組合から組合員を対象に最大10%の補償を上乗せします。

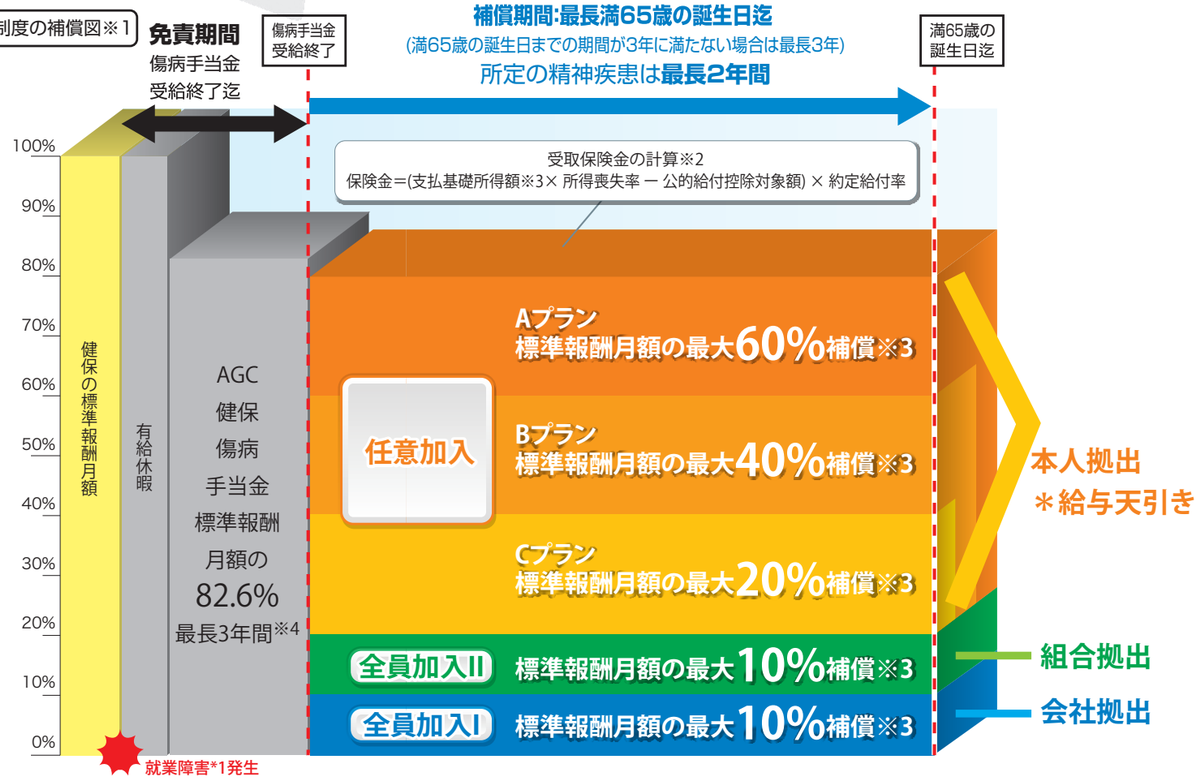
全員加入Ⅰに労働組合から補償を上乗せします。
※非組合員の一般社員は、会社から同様に補償を上乗せします。

全員加入Ⅰ（会社拠出）

AGCから社員※を対象に最大10%の補償を行います。

傷病により働けなくなり、傷病手当金を受給終了してもなお働けない場合に、健保の標準報酬月額の最大10%の収入を補償します。
この補償は働くことが出来ない場合や、障害によって仕事に制限があり、所得が減少している場合に、所得の減少に応じて、最長65歳の誕生日迄給付されます。
※一般社員・役職者・嘱託S

本制度の補償図※1



※1 上記の図は制度を分かりやすくするためのイメージ図です。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。
※2 公的給付を控除して保険金が支払われます。（公的給付控除:あり型）（公的給付は健保の傷病手当金・障害基礎年金・障害厚生年金・労災の休業（補償）給付等が該当します）
※3 各給付割合は就業障害発生時点の【健康保険法上の標準報酬月額】（＝支払基礎所得額といいます）に乗じます。
※4 勤続年数により1年、2年、3年と受給期間が異なります。
*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。
◆保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

プランのポイント

1 最長満65歳の誕生日まで補償

病気やケガで働けない状態が続きお支払要件を満たす限り退職後も最長満65歳の誕生日まで補償が続きます。
（お支払い要件を満たしている場合に限ります。）
※満65歳の誕生日までの期間が3年に満たない場合には最長3年間の補償
※所定の精神障害てん補期間最長2年間

2 任意加入は業務中・業務外に関わらず補償

就業障害の原因となる病気やケガの発生は業務中・業務外・国内外問わず補償対象です。（全員加入は業務外のみ補償します。）

3 入院中だけでなく自宅療養中も補償対象

入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も、保険金支払い条件を満たしている限り補償対象です。

4 特約も充実

- 認知症・メンタル疾患補償特約（最長2年の補償）アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
- 妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）
- 天災危険補償特約

5 支払う保険料は年末調整、マイストーリー支援の対象

他の介護医療保険料控除と合算して所得税については最高40,000円、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。
また、マイストーリー支援の対象となります。
（2026年7月現在）
※マイストーリーは団体独自の福利厚生制度で、保険料補助（支援金）です。

本制度をより詳しく知りたい方へ

本制度の詳しい内容は、こちらからご覧いただけます。
https://www.agim.co.jp/lp/gltd/

Q&A お問い合わせ前にご確認ください。

制度内容に関するご質問

Q1 「AGC長期生活サポートプラン」に加入するメリットは何ですか？

A 本制度は会社制度に合わせ、過不足の無い設計になっております。
会社と労働組合がベースの補償をしているため、団体割引の適用により少ない負担で補償を得られます。

Q2 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどこが違うのですか？

A 死亡時に保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものです。一般的に、生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の保険金は入院給付金で給付限度日数があります。AGC長期生活サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものです。

保険金に関するご質問

Q3 いつまで保険金を受取れますか？

A 最長満65歳の誕生日（3年に満たない場合は最長3年）まで受取ることができます。
◆所定の精神障害については、免責期間終了後、最長2年を限度に保険金をお受取りいただけます。
ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

Q4 現在、既にかかっている病気は、保険金の支払いの対象になりますか？

A この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日から1年以内に就業障害になった場合、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害については、保険金をお支払いすることができません。ただし、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

保険料に関するご質問

Q5 加入後、保険料は変わりますか？

A 保険期間（1年間）内の変更はありません。
保険料は性別・年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なります。
更改時の（毎年1月1日）の年齢群に応じて変わります。

Q6 加入プランの変更は、いつでも行うことができますか？

A できません。
加入プランの変更は更改時（毎年1月1日）のみに行うことができます。（なお、更改手続きは毎年10月頃行います）
自動継続となっておりますので、変更手続きのお申し出の無い方は、前年と同内容での更新となります。

その他のお問い合せ先

取扱代理店【幹事】AGC保険マネジメント株式会社
〒104-0041 東京都中央区新富2-15-5　RBM築地ビル
TEL 03-6222-6980

取扱代理店【非幹事】株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
フリーコール 0120-921-387
平日（月～金）10:00～16:00まで
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1　中目黒GTタワー9階
URL https://www.armg.jp/

このパンフレットは団体総合生活保険のAGC長期生活サポートプランの概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点等がございましたら取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。取扱代理店は引受保険会社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
この保険はAGC株式会社をご契約者とし、AGC株式会社従業員を被保険者（保険の対象となる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則としてAGC株式会社が有します。

ご質問はチャットでお答え致します！

https://armgjykchv.amie-bot.com/helpbot/chat/DRV289

重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. QRコードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、
AGC保険マネジメント株式会社ホームページ
（URL:https://www.agim.co.jp/lp/gltd/)に掲載の重要事項説明書（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（tel:0120-921-387）までご連絡ください。）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）マーケット戦略部　地域戦略室
（ご連絡先）グリーンビジネス本部　化学産業　営業第一室
〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
TEL 03-3285-1831

2026年7月作成　26T-000577

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［マークのご説明］ 契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はお手続きサイト等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はお手続きサイト等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額＊2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、お手続きサイト等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはお手続きサイト等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、お手続きサイト等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

（2）保険料の払込方法 契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、お手続きサイト等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-１告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-１ 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 ／ 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	－	－	★	★	★*3	－
職業・職務*4	－	☆	－	－	－	－
健康状態告知*5	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等＊6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、 告知事項となります。

＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

［所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方(被保険者)を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

＊7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思＊8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

＊8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊9から１年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊10。

●責任開始日＊9から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

＊9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●こども傷害補償
ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合］

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

［更新後契約の補償内容を拡充する場合］

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

［更新後契約の補償内容を縮小する場合］

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、お手続きサイト等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

<table>
<tr><th>補償内容</th><th>保険期間</th><th>経営破綻した場合等のお取扱い</th></tr>
<tr><td rowspan="2">傷害補償、賠償責任に関する補償、
財産に関する補償、費用に関する補償</td><td>1年以内</td><td>原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。</td></tr>
<tr><td>1年超</td><td rowspan="2">原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償</td></tr>
</table>

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、お手続きサイトのアドレスおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お手続きサイト等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、お手続きサイトのアドレス等を加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3．保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 お手続きサイト等記載の お問い合わせ先にて承ります。	**一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター** 注意喚起情報 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/） **03-4332-5241（全国共通）**　受付時間：午前９時15分～午後５時（土日祝・年末・年始を除きます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）
0120-720-110
受付時間：**24時間365日**

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

１．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをお手続きサイト・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　　□保険金額*1、免責金額（自己負担額）
□保険期間　　□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方
*1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

２．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ *1　こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	○ *1	○	○	○	○	○	—
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—	—
□保険金額*2は、平均月間所得額*3以下となっていますか？（平均月間所得額＊3を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*3がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*2の見直しを行ってください。） なお、保険金額*2の設定方法やお引受けできる限度額についてはお手続きサイト等をご確認ください。 *2　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *3　「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。	—	○	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ 保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。詳細は、重要事項説明書をご確認ください。 *4　天災危険補償特約および介護と仕事の両立支援特約の両方またはいずれかのみを追加する場合は、告知は不要です（他の条件に変更がない場合に限ります。）。	—	○ *4	○ *4	○	○	○	—
●『団体長期障害所得補償で「介護と仕事の両立支援特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □初年度契約の保険始期より前に要介護状態の原因が生じているご家族のために介護による休業等（就業障害といいます。）をされた場合は、保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？*5 *5　初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業障害については、保険金をお支払いします。	—	—	○	—	—	—	—
●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※　同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	—	—	○
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○	○

３．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1　例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

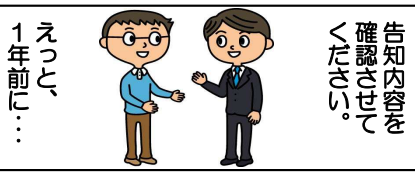
告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方（被保険者）を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。